

### 第3回岡崎市社会福祉協議会高齢者福祉専門分科会 会議録

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面開催としました。

開催日時等：令和3年2月5日（金）に事務局から会議資料等を送付し、各委員から令和3年2月16日（火）を期限に書面表決書を提出することにより開催

書面表決書提出委員：権会長、高村委員、若山委員、田中委員、鷺山委員、大島委員、畔柳委員、阿部委員、原田委員、鈴木委員

#### 【議事1】

パブリックコメントの結果について・・・・・・・・・・・・・・・・【承認10 反対0】

令和2年12月7日（月）から令和3年1月7日（木）までの期間で、岡崎市地域包括ケア計画（第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画）（案）に対するパブリックコメントを募集しました。このたびパブリックコメントの結果及び市の考えをまとめました。

#### （委員意見）

- (1) パブリックコメントは、少数ながら重要なご指摘であり、市の方からも回答としては真摯な姿勢が伝わりますが、今後、実質的な改善に向けて、引き続き対策を考える必要があると感じます（特に介護人材不足問題など）。（権会長）
- (2) 老人クラブとは、有志による任意団体と認識しております。会員数減に伴い強引な勧誘や役員を押しつけられることでいやな思いをするのは本末転倒と思いません。現状の維持が困難な場合、自治体による統廃合を含めた介入が必要であり、自治を押しつけるのではなく、若いボランティアも含めた者に仕切りをお願いする方が良いのではないのでしょうか。（若山委員）
- (3) ごまんぞく体操の啓発について、ごまんぞく体操始まって何年でしょうか？また、もぐざえもん体操は始めているのでしょうか。ごまんぞく体操は今も継続中であると思いますが、参加人数・成果などもう少し情報を紙面にのせていただけたら良いかと思えます。老人クラブ集会等でごまんぞく体操のデモンストレーションなどをして皆さんの参加をうながしてみたらいかがでしょうか。（原田委員）
- (4) 社会の変化が多様化しているなか、私は「あて職」ではありますが、地域の代表として、学区の高齢化が進むなか、総代会が如何にして難問である地域共生社会に取り組んでゆくか、令和3年度の課題としたい。（大島委員）

(事務局回答)

- (1) 介護人材確保対策の重要性は認識しておりますので、まずは現在実施している事業を継続していくとともに、新たな施策については国や県、近隣市町村の動向も踏まえ、実施方法を研究していきたいと考えます。介護保険制度改正において要介護者やその家族等による「ハラスメント」対策の強化が盛り込まれる予定ですので、まずは離職の一因となっているこれらの問題について各事業所において適切な措置が講じられるよう指導を行う予定です。
- (2) 老人クラブへの強引な勧誘を受けたという相談は受けてはいませんが、会員減少が問題になる中でそのような問題が起きているかもしれません。また、役員については、役員の成り手がなくて役員を辞められない、役員をやらされるのが嫌だと言って若い人が入会してくれない、という話をよく聞きます。いずれにしても、役員の高齢化が進む中、現状のままでは、活動を維持することが困難になるクラブが増えていく懸念があります。老人クラブはあくまで地域の自主的な活動ではありますが、ご提案にあるような若いボランティアによる支援についても検討していきたいと思えます。
- (3) 岡崎ごまんぞく体操は、令和3年度に開始5年目を迎えます。これまでに190以上の団体で3,500名を超える方に行っていただいています。また、岡崎モグザえもん体操についても令和2年度から、順次各団体へ普及を行ってしています。  
第8期高齢者福祉計画では、一般の方が手に取りやすい概要版において、岡崎ごまんぞく体操の情報をクローズアップした記載を予定しています。  
岡崎ごまんぞく体操については、地域での体験会やケーブルテレビ、ラジオ、新聞紙面を通してなどの様々な方法で周知を行ってきました。開始5年目の節目に、さらに多くの方に行っていただけるよう周知を拡大していきたいと考えております。

## 【議事2】

第8期高齢者福祉計画の答申(案)について・・・・・・・・・・【承認10 反対0】

前回までの審議を受けて本計画案の策定を進めてまいりました。本計画案の内容を御確認いただき、第8期高齢者福祉計画として岡崎市長へ提出することへの御了承をいただきたいと存じます。

(委員意見)

- (1) 体裁も内容もわかりやすく、概ねよくまとめられていると思えました。細かいところですが、表記方法の不統一などが散見されますので、ご確認をお願いいたします。  
例えば、下記のようなところ。

・年度表記が統一されていないところがある。

本文に和暦のみのところ、令和7年（2025年）、令和元（2019）年、など

・p.9 地域包括支援センターの表に図表番号が抜けている。

・図表の配置が統一されていない。

章によって、前後の行とスペースを空けたり、空けなかったり…。 （権会長）

(2) 私達の学区では、4町で老人クラブ活動をしています。1つの町では役員のなり手不足で休会とならざるを得なくなりました。それで3町で奉仕活動、健康体操等をして休会している町の皆さんに元気と笑顔を届けて交流する中、再開する運びとなり人・人のつながり、きずなの力をあらためて感動しました。

人生100年時代社会がすぐそこに近づいています。今は新型コロナであまり行事は出来ませんが人と人とふれあいをしながら前向きに生活しましょう。（原田委員）

（事務局回答）

(1) 年度表記につきましては、西暦表記を原則として統一させていただきます。

P8-9 地域包括支援センターの一覧は「図表1-5 日常生活圏域」の図に付随するものですので、改めて図法番号を付していません。

本文と図表のスペースが第4章において他の省より狭くなっていますが、第4章（基本施策の展開）の図表は、ほとんどが各事業の実績と見込の表であり、図表の名称を特に強調する必要がなく、また、事業の説明文である本文と図表をより一体のものと見てもらう意図からスペースを狭めにしています。

### 【議事3】

附属機関の統合について・・・・・・・・・・・・・・・・・・【報告事項のため賛否なし】

高齢者福祉専門分科会と介護保険運営協議会について、その機能に重複している点が多い等の事情から、令和3年以降の両会の統合について検討しております。両会の統合の形がまとまりましたので報告させていただきます。

（委員意見）

(1) 統合に関して、異論はないが、高齢者分科会は、社会福祉審議会の中の一部会と認識している。また、介護保険運営協議会は、介護保険法によりその運営基礎となる委員会である。よって設置根拠は異なる委員会であり、高齢者分科会が、社会福祉審議会から独立するのも介護保険運営協議会が介護保険を含まない分野を議論するのとも委員会設立の根拠からはずれている。

今回それを考えると両委員会を廃止し、新しい独立した委員会を設立するのですが、すると介護保険法における運営会議、社会福祉審議会における分科会は消滅してしまい、法的裏づけがなくなります。

法律上の整合性について示して下さい。

(若山委員)

(事務局回答)

- (1) 社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会の調査事項は、岡崎市社会福祉審議会運営規程において定めていますが、個別の法で定めるもの以外に「その他老人保健福祉の推進のための調査、検討」とされており、介護保険事業計画の策定などについて審議することに問題はなく、統合による支障は生じないと考えています。

なお、介護保険運営協議会は介護保険法に基づく審議会ではなく、岡崎市が任意に設置したものであり、介護保険事業計画は各市様々な審議会において審議しています。